

# NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 厚生労働省関連とびっくす

### ◆労災保険料率が改定されます。(平成27年4月1日から)

厚生労働大臣が業種ごとに定め、各業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮して、原則3年ごとに改定されている「労災保険料算出に用いる労災保険料率」が平成27年4月1日より改定される予定です。全業種中、引下げとなるのが23業種、引上げとなるのが8業種。一人親方などの特別加入にかかる第2種特別加入保険料率、海外派遣者の特別加入にかかる第3種特別加入保険料率のほか労務費率の改定や請負金額の取扱いの改正及び労務費率の暫定措置の廃止が予定されています。

\*平成26年12月15日 厚生労働省発表の改正省令案はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000067690.html>

### ◆ストレスチェック制度に関する検討会報告書のポイント

厚生労働省は平成26年12月17日、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する検討会報告書を取りまとめ公表しました。

#### 1. ストレスチェックの実施について

- ストレスチェックの実施者となれる者は、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士とする。
- ストレスチェックの調査票は、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び「周囲のサポート」の3領域を全て含むものとする。具体的な項目数や内容は、事業者自ら選定可能だが、国が推奨する調査票は「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」とする。

#### 2. 集団分析の努力義務化

- 職場の一定規模の集団(部、課など)ごとのストレス状況を分析し、その結果を踏まえて職場環境を改善することを努力義務とする。

#### 3. 労働者に対する不利益取扱いの防止について

- ストレスチェックを受けない者、事業者への結果提供に同意しない者、面接指導を申し出ない者に対する不利益取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位変更等を禁止する。

\*平成26年12月17日 厚生労働省発表の検討会報告書はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069013.html>

